

奈義町立こども園建設工事  
基本設計業務に係わる特記仕様書

## 1. 施設概要

---

- (1) 所在地  
岡山県勝田郡奈義町豊沢 513 番地 2 他
- (2) 施設用途  
幼保連携型認定こども園
- (3) 敷地面積  
約 8,300 m<sup>2</sup> + 職員用駐車場予定地 約 1,500 m<sup>2</sup>
- (4) 用途地域  
指定なし
- (5) 接道状況  
西側：町道下定田線  
東側：町道上田線  
北側：町道畝野川線

## 2. 施設の条件

---

- (1) 計画施設
- ア 工事種別 : 新築工事
- イ 延床面積 : 2,700 m<sup>2</sup>以下
- ウ 園庭面積 : 3,500 m<sup>2</sup>以上
- エ 階数 : 2 階以下
- オ 構造 : RC 造、鉄骨造、木造、又はそれらの複合構造等
- カ 耐震安全性の分類
- 1) 構造体 : II 類
- 2) 建築非構造部材 : A 類
- 3) 建築設備 : 乙類
- キ 駐車場 : 80 台以上。職員駐車場の一部は近接地（奈義町豊沢 91 番地 1 及び 2 並びに 459 番地 1、うち約 1,500 m<sup>2</sup>）への整備を検討すること。）
- ク 園児・職員数 : 0・1 歳児 50 名、2～5 歳児各 50 名の計 250 名程度。  
職員数 50 名程度。

## (2) 計画施設（その他）

番号	施設	概要
1	屋外倉庫	
2	屋外トイレ	
3	屋外手足洗い場	
4	遊具	
5	飼育小屋	
6	駐輪場	
7	太陽光発電	蓄電池含む

## 3. 必要諸室

---

「奈義町立こども園基本構想」の第4章、第5章を参照し、基本計画策定業務にて確定していくこと。

## 4. 業務の範囲

---

- ア 基本計画の策定
- イ 設計条件等の整理
- ウ 基本設計方針の策定
- エ 基本設計図書の作成
- オ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- カ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- キ 工事工程表及び概算工事費の作成
- ク 透視図作成
- ケ 模型製作
- コ 住民・教職員とのワークショップ開催
- サ 測量・地盤調査等の調査補助
- シ 打ち合わせ協議資料・議事録の作成
- ス その他、本業務に必要な事項（協議の上決定）

## 5. 成果物

区分	成果物
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計説明書</li> <li>・ 基本設計図               <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様概要書</li> <li>仕上概要表</li> <li>面積表および求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>平面図 (各階)</li> <li>断面図</li> <li>立面図</li> <li>造成計画図</li> </ul> </li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
建築 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造計画説明書</li> <li>・ 構造設計概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備計画説明書</li> <li>・ 電気設備設計概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水衛生設備計画説明書</li> <li>・ 給排水衛生設備設計概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調換気設備計画説明書</li> <li>・ 空調換気設備設計概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昇降機等計画説明書</li> <li>・ 昇降機等設計概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外構計画説明書</li> <li>・ 外構設計概要書</li> <li>・ 工事費概算書</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透視図</li> <li>・ 模型 (敷地周辺を含む)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ワークショップ記録</li><li>・各種技術資料</li><li>・概略工事工程表</li><li>・打ち合わせ協議資料・議事録</li><li>・その他調査</li></ul>
--	---

- 建築（構造）、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等、外構の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。
- 設計図は適宜追加することができる。
- 成果物は監督職員の指示により、製本とする。
- 提出する成果物については、監督職員と協議の上、Excel、Word、CAD、PDF による電子データを提出すること。
- 電子データは最新のウイルスチェックを行い提出すること。